

令和8年度 九十九里町国民健康保険保健事業実施計画

1 目的

九十九里町国民健康保険保健事業実施計画は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年7月30日厚生労働省告示第307号）」に基づき、都道府県、他の保険者及び後期高齢者医療広域連合等様々な実施主体と連携しながら、個々の国民健康保険被保険者に対し、自主的な健康増進及び疾病予防を働きかけるとともに、地域の特性に応じたきめ細かい保健事業を効果的かつ効率的に実施することを目的とする。

2 基本方針

(1) 特定健康診査・特定保健指導の推進

糖尿病等の生活習慣病の発症・重症化の予防を目的として、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施する。また、受診率向上への取り組みや、被保険者の状況に対応した受診環境、保健指導体制の整備を図る。

(2) 人間ドック助成事業の推進

疾病の早期発見及び早期治療に役立て、被保険者の健康の保持増進を図り、国民健康保険事業の健全運営に資することを目的として、検査に要する費用の一部を助成する。

(3) 保健事業の推進

保険者努力支援制度の評価指標も踏まえ、以下の内容について取り組む。

- ・健康増進、予防に向けた個人へのインセンティブの提供として、健康ポイント付与等の取り組みを行う。
- ・住民が自ら生活習慣の改善に向けて取り組むことができるよう健康相談を実施する。
- ・医療の適正受診及び抑制を目的とした重複受診・頻回受診者に対する訪問指導を実施する。
- ・がんの早期発見、特に若いうちからの検診受診行動が習慣化するよう、がん検診の受診勧奨を実施する。
- ・特定健診の結果より生活習慣病ハイリスク者に対し、重症化予防のための指導を実施する。

3 事業計画

基本方針に基づき以下に定める事業を実施する。

事業名	内容
特定健康診査事業	「九十九里町特定健康診査等実施計画（第4期）」に基づき、生活習慣病の予防に着目した特定健康診査事業を実施することにより、被保険者の健康の増進を図る。また、受診率向上への取り組みとして、受診者の対象年齢を引き下げ、若いうちからの健診受診行動の習慣化を進める。 (実施方法) ①集団健診 ②個別健診

<p>特定健康診査事業</p>	<p>(実施時期) ①令和8年6月26日(金)～令和8年7月2日(木) ※6月27日(土)、6月30日(火)除く 令和8年7月14日(火)～令和8年7月22日(水) ※7月19日(日)、20日(月)除く ②令和8年6月～令和9年3月</p> <p>(実施場所) ①つくも学遊館、町保健センター ②契約医療機関(14箇所 順不同) 九十九里病院、不動堂クリニック、古川クリニック、 まさきクリニック、高橋医院、地域医療機能推進機構 千葉病院、浅井病院、佐藤医院、斉藤クリニック、あ きば伝統医学クリニック、鈴木クリニック、総合診療 クリニック大網、成東しおさいクリニック、ちば県民 保健予防財団</p> <p>(負担額) ①無料 ②無料</p> <p>(対象者) ①②共通 40歳以上75歳未満の被保険者 (年齢基準日は令和9年3月31日時点)</p> <p>(案内方法) ①②共通 受診票を対象者へ郵送(6月上旬発送)</p> <p>(啓発方法) ①②共通 対象者への個別郵送、町広報紙・ホームページへ掲載、く じゅうくり安全・安心メール、LINEによるメッセージ 配信、町公共施設でのパンフレット等設置、資格確認書一 斉送付時に同封する国保制度案内パンフレットに掲載す る。</p> <p>(未受診者対策) 人工知能(AI)を活用した国保連合会の特定健診受診率 向上支援事業による、健診の未受診者及び退職後の新規国 民健康保険加入者に対し、勧奨通知により受診勧奨を実施 する。 また、①集団健診については、働いている世代(40～50 代)の利便性を考慮し、休日健診を実施する。</p>
<p>特定保健指導事業</p>	<p>「九十九里町特定健康診査等実施計画(第4期)」に基づき、特定 健康診査の結果から生活習慣病のリスクにより階層分けされた動機付 け支援及び積極的支援が必要とされた方を対象として、生活習慣の改 善を促し、生活習慣病の予防を図る。</p> <p>(実施方法) 事業委託による個別及び集団支援</p> <p>(実施時期) 令和8年4月～令和9年3月</p> <p>(実施場所) 町保健センター、集団健診会場</p>

	<p>(負担額) 無料</p> <p>(対象者) 特定健康診査（または、特定健診に相当する検査項目の受診者）の結果、特定保健指導「動機付け支援」及び「積極的支援」対象者と判定された者。</p> <p>判定は「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に準ずるものとする。</p> <p>(案内方法) 対象者に保健指導の申込書を個別郵送、面接等</p> <p>(啓発方法) 対象者への個別郵送、面接等</p> <p>(利用勧奨) 対象者のうち、申し込みがない者については保健師による電話勧奨、面接等を実施する。</p>
<p>短期人間ドック事業</p>	<p>九十九里町国民健康保険短期人間ドック利用規則（平成5年九十九里町規則第1号）に基づき、被保険者の健康の保持増進を図る。</p> <p>(実施方法) 契約医療機関での短期人間ドック受診者に対し、事前の申請と承認により検査費用額の一部助成を行う。</p> <p>(実施時期) 令和8年4月～令和9年3月</p> <p>(実施場所) 契約医療機関（12箇所 順不同）</p> <p>さんむ医療センター、浅井病院ASAIMedicalCheckupCenter、国保旭中央病院、亀田クリニック健康管理センター、亀田総合病院附属幕張クリニック、地域医療機能推進機構千葉病院、国保大網病院、公立長生病院、IMS MeLifeクリニック千葉、成田赤十字病院、成田病院、ちば県民保健予防財団</p> <p>(助成額) 30,000円</p> <p>(対象者) 利用希望者の内、九十九里町国民健康保険短期人間ドック利用規則第3条に定められた要件に該当する者。</p> <p>(啓発方法) 町広報・ホームページへ掲載</p>
<p>健康ポイント事業</p>	<p>被保険者の健康意識及び保健事業の参加率の向上と、生活習慣の改善、検診受診等への動機づけと定着化を図り、被保険者の健康の保持及び増進を目指す。</p> <p>(実施方法) 住民が主体的に健康づくりに取り組むきっかけとして、健診（検診）の受診や、毎日取り組む健康づくりに関するチャレンジ目標への取り組みについて、ポイントを付与し、ポイント達成者にインセンティブ（特典品との交換）を提供する。</p> <p>(実施期間) 令和8年4月1日～令和9年1月31日</p> <p>(対象者) 町内に住民登録がある20歳以上の方</p>
<p>健康相談</p>	<p>心身の健康について、電話・窓口での個別相談に応じ、健康の保持・増進を目的として必要な指導、アドバイス等の支援を実施する。</p>

<p>重複・頻回受診者訪問</p>	<p>重複受診・頻回受診を行っている被保険者に対し、受診状況及び健康状態の確認を行ない、適正な受診を奨めることを目的に訪問指導を行う。</p> <p>(実施方法) 保健師の訪問による個別指導</p> <p>(実施時期) 令和8年4月～令和9年3月 期間適宜</p> <p>(対象者) 医療機関より提供されるレセプト情報を基に、同じ疾病で多数の医療機関に受診（重複受診）や、1医療機関に複数日受診（頻回受診）が数カ月に渡り状況が継続されている者を抽出する。実際に訪問を行う対象者については、レセプト状況から指導を行う必要性や効果を検討する。</p>
<p>がん検診の受診勧奨</p>	<p>がん（悪性新生物）は本町の死亡原因の上位である。がんを早期に発見しQOL（生活の質）の向上と医療費削減を図るため、様々な機会を活用し受診勧奨を行い、がん検診受診率の向上を目指す。</p> <p>(実施方法) 特定健康診査事業とがん検診の同時実施</p> <p>(実施時期) 特定健康診査と同時期</p> <p>(対象者) がん検診受診対象者</p>
<p>重症化予防のための個別指導</p>	<p>町の医療、健診、介護データの分析により策定した第3期データヘルス計画に基づき、「健診異常値放置者への医療機関受診勧奨事業」及び「糖尿病性腎症重症化予防事業」を実施する。</p> <p>(実施方法) 個別指導</p> <p>(実施時期) 令和8年10月～令和9年3月</p> <p>(対象者) 特定健診受診者</p>
<p>後発医薬品の普及促進</p>	<p>患者負担の軽減と医療費の抑制を図るため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進に努める。</p> <p>(実施方法) 後発医薬品に切り替えた場合の差額（自己負担軽減額）を「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」により通知する。（年4回）</p> <p>資格確認書交付時（一括送付・新規加入者）に「ジェネリック医薬品希望カード・希望シール等」を配布する。</p>

4 推進体制

関係部署及び関係機関・団体との連携を強化し、円滑な事業実施を図るとともに、保健事業従事者の研修機会を確保する。